

令和5年4月6日開催

第1回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和5年度 第1回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和5年4月6日(木)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 14時03分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 13人

会	長	18番	新国	純一
委	員	3番	菅井	誠
委	員	4番	笹原	仁
委	員	5番	西	美紀
委	員	7番	林	秀和
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	石山	幸一
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	14番	西原	弘子
委	員	15番	原田	喜一郎
委	員	16番	早川	剛司

5. 欠席委員 5人

委	員	1番	梶田	政實
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	6番	菅井	美徳
委	員	8番	鈴木	和弘
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	4番	笹原	仁
委	員	13番	須藤	智弘

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について

報告第2号 令和4年度農業委員会事務報告について

議案第1号 令和5年度遠軽町農業委員会活動日程等について

議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長 広瀬 淳次  
農地・農業振興担当係長 原 吉生  
農地・農業振興担当専門員 菊 地 隆

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和5年度第1回（R5.4.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、4番 笹原委員、13番 須藤委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R5. 3. 6（月）13：30～  
第12回農業委員会総会
2. R5. 3. 9（木）～17（金）10：00～  
第1回遠軽町議会（定例会）  
廣瀬事務局長出席
3. R5. 3. 15（水）13：30～  
北海道農業会議第94回通常総会  
札幌市 新国会長出席
3. R5. 3. 17（金）13：30～  
北海道農業者年金協議会理事会  
札幌市 新国会長出席

◆ 今後の予定

1. R5. 4. 12（水）14：00～  
第102回オホーツク農業委員会連合会通常総会  
紋別市 新国会長、廣瀬事務局長出席予定
2. R5. 5 月上旬  
令和5年度遠軽町農業推進協議会総会及び遠軽町農業再生協議会総会  
【役場本所3階大会議室】新国会長、廣瀬事務局長出席予定
2. R5. 5 月上旬  
遠軽町農業担い手対策協議会定期総会【役場本所3階大会議室】  
新国会長、廣瀬事務局長出席

3. R5. 5. 9 (火) 13:30～  
第2回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
　　　(質疑なしの声)

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

　　それでは、報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。

　　事務局から、議案を説明させます。  
　　　(事務局　議案朗読説明)

事務局　報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明いたします。  
　　議案書をご覧ください。

1 任命を解く職員

係長 森谷 智之

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長の職を解く  
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

主任 加藤 一実

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当の職を解く  
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

主事 松尾 和康

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当の職を解く  
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

主事補 菅原 滉平

遠軽町農業委員会農地・農業振興担当の職を解く  
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く

2 任免年月日

令和5年4月1日

　　以上で説明を終わります。

議長 　これより、報告第1号についての質疑を行います。  
　　質疑ありませんか。  
　　　(質疑なしの声)

議長 　それでは、質疑がないようでありますから、報告第1号を終わります。

議長 　暫時休憩します。(13:40～13:41)  
　　　(退任職員挨拶)

議長 再開します。  
次に、報告第2号「令和4年度農業委員会事務報告について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 報告第2号「令和4年度農業委員会事務報告について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

議案につきましては、事前に配布をしておりますので、要点のみを報告したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

1の組織につきましては、会長をはじめ各委員、事務局について載せてございます。

2の農業委員会総会等の開催でございますが、総会を12回、農地部会を1回、農地利用状況調査を各地域で1回実施しております。

4の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく事務につきましては、3条については6件372, 399㎡、5条については2件1, 136㎡、18条については9件547, 599㎡の取り扱い、基盤強化法については58件5, 507, 799㎡の取り扱いとなっております。

5の農地移動あっせん事務については、「成立」22件1, 835, 434㎡の取り扱いとなっております。

7の農業者年金関係事務につきましては、167件の受付をしております。

以上で説明を終わります。

議長 これより、報告第2号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第2号を終わります。

次に、議案第1号「令和5年度遠軽町農業委員会活動日程等について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「令和5年度遠軽町農業委員会活動日程等について」の説明をいたします。議案書をご覧ください。

別紙の活動日程(予定)につきましては、本日の農業委員会の総会をはじめ、以下のとおり予定しております。

なお、7月24～8月4日の「各地域ごとの農地パトロール(利用状況調査)週間」では、各委員にご協力をお願いいたします。

また、8月4日・1月9日開催予定の総会について開催を見合わせる予定ありますのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●●  
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●●  
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿、畑現況は畑」・面積(㎡)「1筆合計 8, 372」

3 通知の理由

平成26年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当

しません。

その 2

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は全  
て畑」・面積（㎡）「1筆合計 7, 790」

3 通知の理由

平成25年5月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃  
貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、  
双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が  
合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当  
しません。

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号「その1」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
次に議案第2号「その2」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号、「農地法第5条（所有権移転）の規定による許可申請について」の1件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第3号「農地法第5条（所有権移転）の規定による許可申請について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

その1

1 申請人の住所氏名

譲渡人－旭川市 ●●●  
会社員 ●● ●●

譲受人－紋別郡遠軽町 ●●●  
会社員 ●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況は畑」・面積（㎡）「373」

3 申請の理由

譲渡人 － 譲受人の強い要望により譲渡したい  
譲受人 － 自己住宅建築用地として譲り受けたい

4 施設の概要

名称「住宅」・棟数「1」・面積（㎡）「142.14」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農地を一般住宅に転用するものがございます。都市計画区域内で用途地域が第2種中高層住居専用地域に指定されております。農地区分は、第3種農地と判断されます。

転用についてはやむを得ないと判断しました。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）



議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」7件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号1から整理番号6につきましては、賃貸借でございます。

整理番号1、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一・畑、現況は畑」・面積(m<sup>2</sup>)「8,372」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.5.1」・終期「R15.4.30」・期間「10年」・金額(円)「年25,116」・支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積(m<sup>2</sup>)「7,790」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.5.1」・終期「R15.4.30」・期間「10年」・金額(円)「年23,370」・支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます

整理番号3、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「2筆合計18,126」・貸主「●● ●● ●●」・借主「●● ●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.5.1」・終期「R15.4.30」・期間「10年」・金額(円)「年40,000」・支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「4筆合計92,121」・貸主「●● ●● ●●」・借主「●● ●● ●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借

権」・始期「R 5. 5. 1」・終期「R 8. 4. 30」・期間「3年・金額（円）「年 233, 000」・支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号5、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 44, 127」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 5. 5. 1」・終期「R 15. 4. 30」期間「10年」・金額（円）「年 120, 000」・支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

整理番号1から整理番号5までは経営主変更に伴う利用権の再設定であります。

事務局 整理番号6、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿現況は畑」・面積（㎡）「21, 675」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 5. 4. 17」・終期「R 8. 3. 31」・期間「2年11ヶ月」・金額（円）「10a 当り 2, 500」・支払方法「毎年12月5日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定していましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

事務局 整理番号7、所在「●●●」・地番「●●外42筆」・地目「公簿、畑現況は全て畑」・面積（㎡）「43筆合計535, 460」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R 5. 4. 17」・支払期限「R 5. 9. 29」・金額（円）「32, 110, 000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

この件につきましては、3月の第12回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果売買が成立した件でございます。

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

議長 これより、議案第4号「整理番号1」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようですから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号2」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号3」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号4」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号5」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
これより、議案第4号「整理番号6」についての質疑を行います。  
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、

関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。（13：58～13：58）

次に、議案第4号「整理番号6」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第4号「整理番号6」の審議が終了しましたので●番●●委員を入室させます。  
暫時休憩いたします。（13：59～13：59）

議長 再開いたします。  
●●委員に申し上げます。  
議案第4「整理番号6」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議長 次に、議案第4号「整理番号7」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和5年度第1回農業委員会総会を閉会します。